

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

平成26年10月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第32号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(京都市市内出張等旅費支給規則の一部改正)

第1条 京都市市内出張等旅費支給規則の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

(京都市児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「母子及び寡婦福祉法第17条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項」に改める。

- (1) 京都市児童福祉施設措置費等徴収規則別表第1備考11(1)
- (2) 京都市昼間里親規則別表備考11(1)
- (3) 京都市小規模保育規則別表備考11(1)

(京都市社会福祉奨学基金条例施行規則等の一部改正)

第3条 次に掲げる規則の規定中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

- (1) 京都市社会福祉奨学基金条例施行規則別表
- (2) 京都市会計規則第57条第10号
- (3) 京都市職員特殊勤務手当支給規則第11条の表社会福祉業務手当の款及び附則第2項の表

(京都市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第4条 京都市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

目次中「第2章 母子家庭等に対する福祉の措置(第2条～第11条)」を

「第2章
第3章

母子家庭に対する福祉の措置（第2条～第11条）に、「第3章」を「第4章」に、父子家庭に対する福祉の措置（第12条～第15条）」「第12条～第15条」を「第16条～第19条」に、「第4章」を「第5章」に、「第16条」を「第20条」に改める。

第1条中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

第2章の章名中「母子家庭等」を「母子家庭」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「母子・寡婦福祉資金貸付申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書」に改め、同条第2項中「母子・寡婦福祉資金継続貸付等申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金継続貸付等申請書」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子・寡婦福祉資金団体貸付申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金団体貸付申請書」に改め、同項第1号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同項第2号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「理事」を「役員」に改める。

第5条第1項中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」に改め、同条第2項中「母子・寡婦福祉資金継続貸付等申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金継続貸付等申請書」に改める。

第5条の2、第6条及び第7条中「母子・寡婦福祉資金継続貸付等申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金継続貸付等申請書」に改める。

第8条の見出し中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同条中「保証人」を「連帯保証人」に、「母子・寡婦福祉資金継続貸付等申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金継続貸付等申請書」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同条第1号中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」に改め、同条第2号中「保証人」を「連帯保証人」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同条第3号及び第4号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「理事」を「役員」に改める。

第10条の見出し中「居宅等における日常生活支援」を「母子家庭日常生活支援事業」

に改め、同条中「母子家庭等・寡婦日常生活支援供与申請書」を「母子家庭・父子家庭・寡婦日常生活支援供与申請書」に改める。

第11条の見出し中「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改め、同条第1号中「母子家庭等・寡婦日常生活支援事業開始届」を「母子家庭・父子家庭・寡婦日常生活支援事業開始届」に改め、同条第2号中「母子家庭等・寡婦日常生活支援事業変更届」を「母子家庭・父子家庭・寡婦日常生活支援事業変更届」に改め、同条第3号中「母子家庭等・寡婦日常生活支援事業廃止・休止届」を「母子家庭・父子家庭・寡婦日常生活支援事業廃止・休止届」に改める。

第16条を第20条とする。

第4章を第5章とする。

第15条後段中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第9条第2項」を「第7条」に、「第33条第4項」を「第33条第5項」に改め、第3章中同条を第19条とする。

第14条の見出し中「居宅等における日常生活支援」を「寡婦日常生活支援事業」に改め、同条中「母子家庭等・寡婦日常生活支援供与申請書」を「母子家庭・父子家庭・寡婦日常生活支援供与申請書」に改め、同条を第18条とする。

第13条後段中「第5条第1項中」の右に「「母子修学資金，母子技能習得資金，母子修業資金又は母子生活資金」とあるのは「寡婦修学資金，寡婦技能習得資金，寡婦修業資金又は寡婦生活資金」と，」を加え，「あるのは，」を「あるのは」に改め，「「第36条第3号から第5号まで及び第8号」の右に「と，第6条中「第19条第1項又は改正令附則第4条第8項」とあるのは「第38条において準用する令第19条第1項」と，第9条第1号中「母子修学資金，母子技能習得資金，母子修業資金又は母子生活資金」とあるのは「寡婦修学資金，寡婦技能習得資金，寡婦修業資金又は寡婦生活資金」」を加え，同条を第17条とする。

第12条第1項各号列記以外の部分中「において準用する法第13条第1項」を削り，「母子・寡婦福祉資金貸付申請書」を「母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書」に改め，同項第1号中「，第2号及び第4号」を「から第3号まで」に改め，同項第2号を次のように改める。

(2) 災害により住宅に被害を受けたことを証する書類（令第37条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする場合に限る。）

第12条第2項中「第2条第2項及び第3項」を「第2条第3項」に、「法第32条第1項」を「法第32条第4項」に改め、「法第13条第3項及び法第32条第3項において準用する」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第32条第2項の規定による寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金継続貸付等申請書を市長に提出しなければならない。

第12条を第16条とする。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 父子家庭に対する福祉の措置

(父子福祉資金の貸付けの申請)

第12条 法第31条の6第1項の規定による父子福祉資金の貸付けを受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1項第1号から第3号までに掲げる書類
- (2) 災害により住宅に被害を受けたことを証する書類（令第31条の6第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 法第31条の6第3項の規定による父子福祉資金の貸付けを受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金継続貸付等申請書を市長に提出しなければならない。

3 第2条第3項の規定は、法第31条の6第4項において準用する法第14条の規定による父子福祉資金の貸付けの申請について準用する。

(準用)

第13条 第3条から第5条まで及び第6条から第9条までの規定は、父子福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、第5条第1項中「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」とあるのは「父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金」と、「第7条第3号から第5号まで及び第8号」とあるのは「第31条の5第3号から第5号まで及び第8号」と、第6条中「第19条第1項又は改正令附則第4条第8項」とあるのは「第31条の7において準用する令第19条第1項」と、第9条第1号中「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」とあるのは「父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金」と読み替えるものとする。

(父子家庭日常生活支援事業の供与の申請)

第14条 法第31条の7第1項の規定による措置を受けようとする者は、母子家庭・父子家庭・寡婦日常生活支援供与申請書を市長に提出しなければならない。

(父子家庭日常生活支援事業の開始の届出等)

第15条 第11条の規定は、父子家庭日常生活支援事業について準用する。この場合において、同条第1号中「第20条」とあるのは「第31条の7第4項において準用する法第20条」と、同条第2号中「第4条」とあるのは「第6条の17の4において準用する省令第4条」と、同条第3号中「第21条」とあるのは「第31条の7第4項において準用する法第21条」と読み替えるものとする。

別表中「第2条及び第12条関係」を「第2条、第12条及び第16条関係」に、「事業開始資金」を「母子事業開始資金、父子事業開始資金又は寡婦事業開始資金」に、「事業継続資金」を「母子事業継続資金、父子事業継続資金又は寡婦事業継続資金」に、「修学資金」を「母子修学資金、父子修学資金又は寡婦修学資金」に、「技能習得資金」を「母子技能習得資金、父子技能習得資金又は寡婦技能習得資金」に、「修業資金」を「母子修業資金、父子修業資金又は寡婦修業資金」に、「就職支度資金」を「母子就職支度資金、父子就職支度資金又は寡婦就職支度資金」に、「医療介護資金」を「母子医療介護資金、父子医療介護資金又は寡婦医療介護資金」に、「生活資金」を「母子生活資金、父子生活資金又は寡婦生活資金」に改め、「女子」の右に「若しくは男子」を加え、「住宅資金」を「母子住宅資金、父子住宅資金又は寡婦住宅資金」に、「転宅資金」を「母子転宅資金、父子転宅資金又は寡婦転宅資金」に、「就学支度資金」を「母子就学支度資金、父子就学支度資金又は寡婦就学支度資金」に、「第3条第8号」を「第3条第9号、第31条第9号又は第32条第8号」に、「結婚資金」を「母子結婚資金、父子結婚資金又は寡婦結婚資金」に改める。

第1号様式中「第2条及び第12条関係」を「第2条、第12条及び第16条関係」

に改め、同様式(表面)中
「母子
寡婦」
福祉資金貸付申請書
を
「母子
寡婦」
父子福祉資金貸付申請書
に、
「あて先」を「宛先」に、
「京都市母子及び寡婦福祉法施行細則」
□第2条第1項
□第12条第1項

「
を 京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則
□第 2 条第 1 項
□第 1 2 条第 1 項 に、「□母子福
□第 1 6 条第 1 項」

「
付金 貸付金 □寡婦福祉資金貸付金」を「
□母子福祉資金貸付金 □父子福祉資金貸
□寡婦福祉資金貸付金

付金
に、

住 所	
-----	--

を

「

住 所	電 話	—
-----	-----	---

に、「保証人」を「連帯保証人」に改め、同様

式（裏面）注以外の部分及び注 3 中「女子」の右に「又は男子」を加える。

第 2 号様式中「第 2 条，第 5 条から第 8 条まで，第 1 2 条及び第 1 3 条関係」を「第 2 条，第 5 条から第 8 条まで，第 1 2 条，第 1 3 条，第 1 6 条及び第 1 7 条関係」に改

め，同様式注以外の部分中「
母子
寡婦
福祉資金継続貸付等申請書」を「
母子
寡婦
父子福祉資金継続
福祉資金継続
申請書」

貸付等申請書 に、「あて先」を「宛先」に、「京都市母子及び寡婦福祉法施行細則」を

「京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に、「保証人」を「連帯保証人」に，

「
□母子福祉資金貸付金 □寡婦福祉資金貸付金」を「
□母子福祉資金貸付金 □父子福
□寡婦福祉資金貸付金

祉資金貸付金 に改め，「女子」の右に「，男子」を加え，同様式注 2 中「母子福祉団

体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第 3 号様式中「第 2 条及び第 1 2 条関係」を「第 2 条，第 1 2 条及び第 1 6 条関係」

「母子
に改め、同様式（表面）中 「母子
福祉資金団体貸付申請書 を 父子福祉資金団体貸付
寡婦」 寡婦

付申請書 に、「あて先」を「宛先」に、京都市母子及び寡婦福祉法施行細則 第2
」 第1

条第2項

2条第2項において準用する同規則第2条第2項 を 京都市母子及び父子並びに寡婦

第2条第3項

福祉法施行細則 第12条第3項において準用する同規則第2条第3項 に、「母子
第16条第3項において準用する同規則第2条第3項」

福祉資金貸付金 寡婦福祉資金貸付金」を 母子福祉資金貸付金 父子福祉資金貸
寡婦福祉資金貸付金

付金

に、「理事」を「役員」に改め、同様式（裏面）注以外の部分中

配偶者のない女子で現に 児童を扶養しているもの	人
----------------------------	---

を

配偶者のない女子で現に 児童を扶養しているもの	人
配偶者のない男子で現に 児童を扶養しているもの	

に、

「、配偶者のない女子」の右に「又は男子」を加え、同注を同注1とし、同注に次のよ
うに加える。

2 連帯債務を負担する借主（役員）の欄には、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行
令第9条第4項に規定する役員を記入してください。

第5号様式中「第4条及び第13条関係」を「第4条、第13条及び第17条関係」

「母子福祉資金借用書」を「母子福祉資金借用書」に、
「母子福祉資金借用書」を「母子福祉資金借用書」に、
「母子福祉資金借用書」を「母子福祉資金借用書」に、
「母子福祉資金借用書」を「母子福祉資金借用書」に、

「あて先」を「宛先」に、「京都市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に、「母子福祉資金貸付金 寡婦福祉資金貸付金」

「母子福祉資金貸付金 父子福祉資金貸付金」
を「母子福祉資金貸付金 父子福祉資金貸付金」に、「保証人」を「連帯保証人」に
「寡婦福祉資金貸付金」

「母子福祉資金借用書」を「父子福祉資金借用書」に、「あ
「母子福祉資金借用書」を「父子福祉資金借用書」に、「あ
「母子福祉資金借用書」を「父子福祉資金借用書」に、「あ
「母子福祉資金借用書」を「父子福祉資金借用書」に、「あ

て先」を「宛先」に、「京都市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に、「母子福祉資金貸付金 寡婦福祉資金貸付金」を

「母子福祉資金貸付金 父子福祉資金貸付金」
「母子福祉資金貸付金 父子福祉資金貸付金」に改め、同様式（裏面）注以外の部
「寡婦福祉資金貸付金」

分中「理事」を「役員」に改め、同様式（裏面）注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 連帯債務を負担する借主（役員）の欄には、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第9条第4項に規定する役員を記入してください。

第6号様式中「第10条及び第14条関係」を「第10条、第14条及び第18条関係」

「母子家庭等日常生活支援供与申請書」を「母子家庭日常生活支援供与申請書」を
「母子家庭等日常生活支援供与申請書」を「母子家庭日常生活支援供与申請書」を
「母子家庭等日常生活支援供与申請書」を「母子家庭日常生活支援供与申請書」を
「母子家庭等日常生活支援供与申請書」を「母子家庭日常生活支援供与申請書」を

日常生活支援供与申請書」に、「あて先」を「宛先」に、京都市母子及び寡婦福祉法施行
「
「
「
「
「

「第10条 第10条
行細則 第10条 を 京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 第14条 に
第14条」 第18条」
「
「
「
「

改める。

第7号様式中「第11条及び第15条関係」を「第11条、第15条及び第19条関係」

「母子家庭等
係」に改め、同様式注以外の部分中
日常生活支援事業開始届
寡 婦
「母子家庭
」 寡 婦

日常生活支援事業開始届 に、「あて先」を「宛先」に、母子及び寡婦福祉法
」
□第20
□第33

「
□第20条
条 を 母子及び父子並びに寡婦福祉法 □第31条の7第4項 に改める。
条第3項」
□第33条第4項 」

第8号様式中「第11条及び第15条関係」を「第11条、第15条及び第19条関
係」に改め、同様式注以外の部分中
「母子家庭等
日常生活支援事業変更届 を父子家庭
寡 婦
」 寡 婦
日常生活支援事業変更届 に、「あて先」を「宛先」に、母子及び寡婦福祉法施行規則

□第4条
□第9条第2項において準用する同省令第4条 を母子及び父子並びに寡婦福祉法施行
」

□第4条
規則□第6条の17条の4において準用する同省令第4条 に改める。
□第7条において準用する同省令第4条
」

第9号様式中「第11条及び第15条関係」を「第11条、第15条及び第19条関
係」に改め、同様式注以外の部分中
「母子家庭等
日常生活支援事業 廃止
寡 婦 届 を 父子
休止
」 寡

家庭
家庭 日常生活支援事業 廃止
届 に、「あて先」を「宛先」に、「母子及び寡婦福祉法
休止
婦
」

□第21条
□第33条第4項において準用する同法第21条 を 母子及び父子並びに寡婦福祉法
」

□第21条
□第31条の7第4項において準用する同法第21条に、「母子家庭等
寡婦」を「母子家
父子家
寡
庭」
庭に改める。
附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(京都市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)